

1 国の災害等に関する計画

(1) 災害対策基本法 (昭和36年11月15日法律第223号、 最終改正：平成26年11月21日法律第114号)

第I章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(国の責務)

第3条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

(都道府県の責務)

第4条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第8条

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

12 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

13 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を傳承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

14 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

15 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項

(2) 災害救助法

(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号、

最終改正：平成 25 年 6 月 21 日法律第 54 号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域([地方自治法](#) (昭和 22 年法律第 67 号) [第 252 条の 19 第 1 項](#)の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第2章 救助

(都道府県知事の努力義務)

第3条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

(3) 防災基本計画

(平成 24 年 9 月中央防災会議)

第2編 地震災害対策編

第2章 災害応急対策

第5節 避難収容及び情報提供活動

○地震発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

2 避難場所

(1) 避難場所の開設

○地方公共団体は、発災時に必要に応じ、避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(2) 避難場所の運営管理

- 地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、地方公共団体は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- 地方公共団体は、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
- 地方公共団体は、避難場所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- 地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- 国及び地方公共団体は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

5 災害時要援護者への配慮

○市町村は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

○避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

第6節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

○被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

(1) 非常本部等による調整等

○非常本部等は、調達、供給活動に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達、供給活動の要請を行うものとする。

(2) 地方公共団体による物資の調達、供給

○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

○被災地方公共団体は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。

○被災都道府県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待つとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

(3) 国による物資の調達、供給

○国は、支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○国は、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。

○国は、被災地からの要請がない中で、被災地方公共団体に対し、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

○厚生労働省は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。

○厚生労働省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○経済産業省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

○総務省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、移動通信機器の貸出、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。

- 資源エネルギー庁は、必要に応じ、又は非常本部等、関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。また、地方公共団体は、円滑な燃料の供給の実施のため、住民への情報提供等の協力に努めるものとする。
- 物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

- 避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。

1 保健衛生

- 厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- 特に、高齢者、障害者、子ども等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- 地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。
- 地方公共団体は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

(4) 農林水産省防災業務計画

(昭和38年9月6日付け38総第915号農林事務次官依命通知、

修正平成25年8月8日25経営第1108号)

第2編 震災対策

第2章 震災応急対応

第1節 応急用食料・物資等関係

1 応急用食料・物資の支援

- (1) 震災時に応急用食料(飲料を含む。以下同じ。)等農林水産省の所管に係る物資(以下「応急用食料・物資」という。)を円滑に調達・供給するため、農林水産省に食料・物資支援チームを設置する等体制整備を図る。また、地方公共団体等においても、次により、迅速かつ適切な調達・供給に努める。
 - ① 都道府県は、被災市町村からの要請や応急用食料・物資の供給状況等を踏まえ、地域防災計画に従い、備蓄食料の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料・物資の供給を行う。

その際、被災地域に対して、過不足なく応急用食料・物資が供給されるよう十分な配慮を行い、市町村との間で必要な調整を図るとともに、市町村に対し円滑な供給が行われるよう助言する。
 - ② 市町村は、地域防災計画に従い、被災者に対し、備蓄食料等の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料・物資の円滑な供給を行う。
- (2) 毎年定期的実施する調達可能量調査の結果等を踏まえ、応急用食料・物資の供給可能量を緊急に調査し、これを関係都道府県に必要な応じ提示するとともに、その他の生鮮食料等についても、全国的・地域的な需給動向を把握して供給可能量を必要に応じ提示する。
- (3) 政府災害対策本部等又は都道府県知事から具体的な要請があった応急用食料・物資について、自ら備蓄しているものについては速やかに供給するとともに、その他のものについて関係業者又はその団体等に対し出荷要請を行う。
- (4) 必要に応じ、政府災害対策本部等又は被災地域の都道府県から、応急用食料・物資の調達・供給に関する支援要請があった場合は、直ちに関係機関との連携の下に必要な情報を政府内で共有して支援を開始する。また、被災地域の都道府県からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間、要請を待たずに応急用食料・物資の調達・供給を行う場合は、政府内で可能な限りの入手情報を共有し、遅延なく支援を開始する。
- (5) 応急用食料・物資の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長、内閣府沖縄総合事務局長及び森林管理局長は、地方公共団体と十分連絡を取りつつ、応急用食料・物資の需給状況を、調達・供給開始後はその状況について速やかに災害担当部局に報告する。

なお、一の地方公共団体に複数の地方支分部局が存する場合は、担当の地方支分部局をあらかじめ指定する。また、地方公共団体に職員を派遣している場合にあっては、当該職員を活用する。
- (6) 関係業者又はその団体等からの応急用食料・物資の無償提供の申出があった場合には、速やかにその取りまとめを行い、必要に応じ、関係都道府県に連絡し、政府災害対策本部等、関係行政機関と連絡調整の上、輸送手段のあっせん等供給体制を構築する。
- (7) 平常時における措置として、震災に備えて応急用食料・物資の調達・供給体制の整備を次により行う。
 - ① 主食系の食料として、米穀を備蓄する。
 - ② 災害が発生した場合、精米、パン、おにぎり、弁当、包装米飯等の応急用食料について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう体制を整備する。

なお、応急用食料については、毎年定期的に調達可能量(流通在庫量等)を調査し、各業者の事業活動に支障を来さない範囲で、主要な地域ごとの供給可能量を関係都道府県に通知する。

また、木炭・煉炭・薪等についても、災害時に備え、供給可能な量の把握を行う。
 - ③ 自ら供給し、又は出荷要請をする応急用食料・物資の輸送について、あらかじめ関係行政機関、関係業

者又はその団体等との間で必要な連絡体制を整備し、被災地への供給が円滑に行われるように努める。

④ 家庭における備蓄を推進するよう、関係機関と協力する。

2 漁業取締船等による応急用資材の輸送

(1) 必要に応じ、水産庁漁業取締船等による応急用食料・物資の輸送が行い得るよう、水産庁漁業取締船等の緊急対応体制を整備する。

(2) 平常時における措置として、関係部局との緊急連絡体制の整備や船用物品等の備蓄・保管を行う。

3 海外支援及び災害救助犬の受け入れ

(1) 外務省から、海外からの支援物資に係る情報を随時入手し、検疫担当部局等と情報を共有するとともに、必要に応じて外務省と調整を行う。

第2節 一般食料・物資・資材関係

1 需給・価格動向

(1) 震災により主要な食料等の価格が高騰するような状況が発生し、又は発生するおそれがある場合、地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務局は、本省の指示により、食料の需給・価格動向を調査し報告する。

(2) 平常時における措置として、震災時における食料の需給・価格動向等を把握するための体制を整備する。

2 一般食料の安定供給対策

(1) 飲食料品及び油脂、米穀、野菜、食肉、鶏卵等の農畜産物及びこれらを主な原材料とする飲食料品、きのこの等の特用林産物、水産物等の供給が不足し、又は不足すると見込まれるときは、地域間の調整を図りつつ、小売店等の営業の確保等、食料の円滑な供給が図られるように検討するとともに、助言及び指導を実施する。

(2) 平常時における措置として、関係企業・団体、省内関係部局等との緊急連絡体制の整備を行うとともに、企業等における事業継続計画策定の推進等を行う。

第3編 津波災害、風水害・雪害、火山災害等の自然災害の対策

震災以外の自然災害(津波災害、風水害・雪害、火山災害等)の対策は、第2編震災対策に準ずることを基本とし、一部災害の特性を踏まえ柔軟に対応するほか、次に掲げる措置を講じる。

(5) 厚生労働省防災業務計画

(平成13年2月14日厚生労働省発総第11号制定、
平成21年3月10日厚生労働省発社援0310001号修正)

第2編 災害応急対策

第2章 災害救助法の適用

第2節 災害救助法による救助の実施

第1 避難所の設置

- 1 被災都道府県(被災市町村が、救助の実施に関する事務を処理する場合における当該被災市町村を含む。以下この節において同じ。)は、避難所を設置した場合は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じ、プライバシーの確保等に配慮する。
- 2 被災都道府県は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の災害時要援護者の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。
- 3 被災都道府県は、避難所における障害者や高齢者等の災害時要援護者に対するニーズ調査を行い、必要に応じて、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて活用を図るほか、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所など必要な措置を講ずること。

第2 炊出しその他による食品及び飲料水の供与

- 1 被災都道府県は、事業者等の協力を得て、食品及び飲料水の提供に努めるとともに、直ちに用意できない場合は、差し当たり、当該都道府県が備蓄している乾パン、缶詰等の食品の供与を速やかに行う。
- 2 被災都道府県は、食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理施設を利用すること等による炊出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- 3 被災都道府県は、学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により、適温食の確保に努める。
- 4 被災都道府県は、被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の供与のための体制を緊急整備する。

第3章 医療・保健に係る対策

第4節 公衆衛生医師及び保健師等による健康管理

- 1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者等の健康管理を行う。
 - (1) 公衆衛生医師及び保健師等により、被災者のニーズ等に対応した健康管理(保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。)を行うこと。
 - (2) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行うこと。
 - (3) 被災者等及び救護活動並びに健康管理に従事している者の精神不安定に対応するため、精神保健福祉センター等においてメンタルヘルスクエアを実施すること。
- 2 被災都道府県は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師及び保健師等の派遣を要請する。
- 3 厚生労働省健康局及び社会・援護局障害保健福祉部は、被災都道府県からの公衆衛生医師及び保健師等の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行う。

第8節 個別疾患対策

第1 人工透析

1 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要であり、また、透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

(1) 情報収集及び連絡

社団法人日本透析医会が、被災都道府県に伝達する被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町村は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保を図ること。

(2) 水及び医薬品等の確保

被災都道府県は、社団法人日本透析医会が提供する透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずること。

2 厚生労働省健康局及び医政局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第2 難病等

1 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等(例:ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品)の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

(1) 情報収集及び連絡

1) 被災都道府県は、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報紙、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への確かな情報を提供し、受療の確保を図ること。

また、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これら患者の状況に応じた必要な措置を図ること。

2) 厚生労働省健康局は、特定疾患対策研究班員を通じて把握した被災地及び近隣における特定疾患患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況について、被災都道府県へ提供すること。

また、厚生労働省健康局は、特定疾患対策研究班員を通じて把握した被災地等の肺血栓塞栓症(いわゆるエコミークラス症候群)などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。

(2) 医薬品等の確保

被災都道府県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずること。

また、被災都道府県は、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者に必要な電力、必要な物品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずること。

2 厚生労働省医政局、健康局及び医薬食品局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

第4章 福祉に係る対策

第2節 災害時要援護者に係る対策

1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに災害時要援護者となる者が発生することから、これら災害時要援護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、被災市町村は、以下の点に留意しながら、災害時要援護者対策を実施する。

(1) 在宅保健福祉サービス利用者、独り暮らし老人、障害者、難病患者等の名簿を利用する等により、居住に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努めること。

- (2) 災害時要援護者を発見した場合には、当該災害時要援護者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置を採ること。
- 1) 避難所(福祉避難所を含む)へ移動すること。
 - 2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - 3) 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅保健福祉ニーズの把握を行うこと。
- (3) 災害時要援護者に対する保健福祉サービスの提供を、組織的・継続的に開始できるようにするため、すべての避難所を対象として、災害時要援護者の把握調査を開始すること。
- 2 被災都道府県及び厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局その他の関係部局は、被災市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。

第3節 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、都道府県・市町村等に支援を要請する。
- 4 被災都道府県・市町村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請すること。
 - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
 - (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。
- 5 被災都道府県及び厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを助言することを含め、上記 対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

(6) 防衛省防災業務計画 (平成24年12月21日)

第三災害時における措置

8 災害派遣時に実施する救援活動

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(7) 文部科学省防災業務計画 (平成13年1月6日12文科人第28号文部科学大臣決定

平成24年11月20日文科施第353号修正)

第2編 地震災害対策

第2章 災害応急対策

第4節 教育に関する応急措置

(2) 教育に関する応急措置に対する援助

・被害を受けた児童生徒等の教科書の確保に関して必要な措置を講ずるとともに、都道府県等に対し、指導及び助言を行う。

また、被害を受けた児童生徒等の学用品の確保に関して当該市町村への援助等の必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
さらに、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。

・学校給食物資の確保及び応急給食の実施に関して必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
また、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。

第8節 被災者の救護活動への連携、協力

(1) 物資等の援助

・被災地域の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、物資、食料、被災者受入れ施設の提供等の援助の促進が図られるよう、関係大学及び関係機関に対し、協力を要請する。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出しについて、関係都道府県及び関係機関に対し、協力を要請する。

(8) 防災対策推進検討会議 最終報告

(平成24年7月31日 中央防災会議 防災対策推進検討会議)

～ゆるぎない日本の再構築を目指して～

第3章 今後重点的に取り組むべき事項 ～防災政策の基本原則を踏まえて～

第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

(2) 被災者の避難生活うあ生活再建に対するきめ細やかな支援

③ 被災地への物資の円滑な供給 P17

○ 物資の備蓄、確保・輸送に際しては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児や子育て家庭、食事制限のある方等のニーズ、男女のニーズの違いに配慮すべきである。また、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図るべきである。

2 国の災害等に関する指針

(1) 大規模災害における応急救助の指針について

○「大規模災害における応急救助の指針について」の一部改正について(通知)

(平成19年6月1日、社援総発第0601001号)

(各都道府県災害救助主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局総務課長通知)

新潟県中越地震及び近年の災害における応急救助における対応を踏まえ、「大規模災害における応急救助の指針について」(平成9年6月30日社援保第122号厚生省社会・援護局保護課長通知)の一部を別添のとおり改正したので、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく今後の応急救助については本指針に基づき実施するとともに、管内市町村、関係機関等への周知方取り図られたい。

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災は、災害救助法に基づく応急救助のあり方について数多くの教訓を残した。本指針はこの教訓を踏まえ、平成9年6月に大規模災害における応急救助を迅速かつ的確に実施する上で必要な事項をとりまとめたところであるが、その後、調査研究結果等を踏まえ、平成14年に改正が行われ、今般、さらに新潟県中越地震及び近年の災害における応急救助の対応を踏まえ、新たに改正を行ったものである。

今後、各都道府県におかれては、本指針に基づき、地域の実情に即した実施体制を整備するとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確な救助の実施に努められたい。

なお、本指針は、主として大規模な地震災害を念頭にとりまとめたものであるが、災害の規模や態様は千差万別であることから、災害発生時には、本指針に基づきつつも、臨機応変な対応が必要であることを念のため申し添える。

第1 応急救助の実施体制の整備

1 人的体制の整備

(1) 要員の確保

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集する体制を整備しておくこと。

イ 平常時から、災害時を想定した職員の参集訓練を実施しておくこと。

ウ 職員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む参集場所への複数の交通手段を確保しておくこと。

エ 交通機関の混乱や途絶、また、職員自身の被災などによる救助要員の不足が想定されるため、緊急時における当面の間の、他部局や地方機関の職員による応援等の補完体制を整備しておくこと。

(2) 資質の向上

迅速かつ的確な救助を実施することができるよう、救助担当職員に対し、救助に係る実践的な研修や訓練を行っておくこと。

(3) 職員の登録

災害を経験した都道府県においては、災害業務の実践を経験して実務に精通した職員をあらかじめ登録し、災害時に直ちに活用できるようにしておくこと。

2 応援体制の整備

(1) 災害援助協定の締結

ア あらかじめ他の都道府県と救助の応援に関する協定を締結しておくこと。

イ 食料、生活必需品の調達、応急仮設住宅の建設、応急修理の実施等 事業者の協力を得ることが必要な救助については、あらかじめ事業者団体等と物資供給等に関して協定を締結しておくこと。

また、高齢者、障害者等の救助に当たり特別の配慮を要する者(以下、「要援護者」という。)に必要な生活必需品等の調達に係る協定も締結しておくこと。

ウ ア及びイに定める協定では、応援要請又は協力の手続き、応援又は協力を受けるべき救助の内容・方法、費用負担のあり方等について明確にしておくこと。
エ 被災都道府県自身の被災により、被災都道府県から応援要請が行われないことも想定されるため、このような場合における応援派遣に関する手続きについても明確にしておくこと。

(2) 応援要請

ア 被災都道府県の職員のみでは救助要員が不足する場合に、速やかに他の都道府県に対し、災害援助協定に基づいて職員の応援派遣を要請すること。
イ 近隣の都道府県からの応援のみでは的確な救助が実施できないと判断した場合は、災害救助法(以下、「法」という。)第31条による厚生労働大臣の応援指示を求めること。

(3) 応援派遣

ア 応援を行おうとする都道府県(以下、「応援都道府県」という。)は、救助の種類、場所、期間等の救助内容について事前に被災都道府県と調整を図るとともに、厚生労働省に連絡して実施すること。
イ 被災都道府県と連絡が取れないなどの理由により調整が図れない場合は、厚生労働省と調整を図って実施すること。
ウ 応援都道府県は、被災都道府県の被災状況によっては現地において衣食住に関する支援が受けられないことも想定し、これらに係る最低限の装備については自ら携行すること。
エ 応援都道府県は、派遣職員の中からあらかじめ責任者(長)を定めること。応援職員に対する指揮は、原則としてその責任者(長)が行うこと。
オ 現地では情報の混乱等が生じていることも想定されるので、責任者(長)には、様々な状況下においても的確な判断を下し、責任を持って対応できる者を選定すること。
カ 大規模災害を経験し、救助を実践した都道府県は、国の要請に基づいて、職員を被災都道府県へ派遣し、救助の支援や助言を行うこと。

第2 応急救助の実施

1 避難所の設置

(4) 避難所における備蓄

ア 避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水、生活必需品等を備蓄しておくことが望ましいこと。
イ この場合、避難所に予定される施設は、他の用途に使用されていることから、施設の管理者等の理解を得た上で実施すること。
ウ 避難所における都道府県の備蓄については、基金による分散備蓄と認められるので、基金を活用しての備蓄について検討すること。

3 食料・飲料水の供給

(1) 食料等の迅速な供給

食料・飲料水は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれらを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結、物資搬送体制の構築等を図っておくこと。

(2) 要援護者 に配慮した食料の備蓄

備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにな

らないよう検討すること。特に 要援護者 の利用にも配慮し、創意工夫をこらすこと。

(3) 食料の質の確保

ア 食料の供給に当たっては、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要援護者 に対する配慮等、質の確保についても配慮すること。

イ ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。

ウ 一定の期間が経過した段階においては、被災者自らが生活を再開していくという観点から、また、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、被災者自身による炊事が重要であることから、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めること。

第7 住民に対する啓発

災害に備え、平常時から住民自らが次のことに取り組むよう、広報活動等を通じて啓発を行うこと。

1 避難所と避難経路の確認、非常時の持出品の準備、3日分程度の食料・飲料水、生活必需品等の備蓄に努めること。

(下線の部分は改正部分)

(2) 新型インフルエンザ対策ガイドライン (栄養・食生活支援関係部分抜粋)

(平成25年6月26日)

「医療体制に関するガイドライン」

第2章未発生期から進める医療体制の整備について

(7) 医療機関の収容能力を超えた場合の準備

⑤ 臨時の医療施設の設置を検討する際、医療体制の確保、まん延の防止及び衛生面に関して、次に掲げる条件を考慮する必要がある(必ずしもこれらの条件を全て満たす必要はない)。

a 医薬品・医療機器等や医療従事者が確保されること

b 多数の患者の宿泊が可能なスペース、ベッド等があること

c 化粧室やシャワーなど衛生設備が整っていること

d 食事の提供ができること

e 冷暖房が完備していること

f 十分な駐車スペースや交通の便があること

「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」

第2章個人・家庭における取組

1 新型インフルエンザ等の発生前(未発生期)の準備

(2) 社会・経済活動に影響が出た場合への備え

① 新型インフルエンザ等が発生した場合、まん延を防止するために、個人レベルにおける対策として、国内発生早期から、新型インフルエンザ等の患者等に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力(健康観察、外出自粛の要請等)等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促すこととなる。さらに、緊急事態宣言がされている場合においては、主に国内発生早期において、必要に応じ、外出自粛要請を行うこととなる。

また、地域対策・職場対策としては、国内発生早期から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施することとなる。また、緊急事態宣言がされている場合においては、主に国内発生早期において、施設の使用制限等の要請等を行うこととなる。

② 病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合、勤務先の企業や団体に対しては、必要に応じ、重要業務への重点化が要請されることも予想されるが、重要業務を継続する必要がある場合には事業所内での感染を防止するために、時間差勤務、交代勤務、在宅勤務、自宅待機などの様々な対策が講じられることになる。

③ このため、例えば、子どもの通学する学校等が長期に休業になった場合、勤務時間に変更された場合等には、どのように家庭内で役割を分担し生活を維持していくか等について、各家庭で検討しておくことが勧められる。

(3) 家庭での備蓄

① 新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。

② このため、個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、最低限(2週間程度)の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される33(別添2参照)。また、食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動をとることが求められる。

第3章 地域における取組

1 新型インフルエンザ等の発生前(未発生期)の準備

(2) 要援護者の把握

① 市町村は、自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。

② 新型インフルエンザ等発生時の要援護者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない
い独居高齢者や障害者が対象範囲となる。

③ 災害時要援護者の対象者を参考に範囲を定めることが考えられるが、災害時要援護者の対象者であっても、同居者がいたり、家族が近くにいる場合、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる者は対象外となる。

④ 以下の例を参考に、各地域の状況に応じて、各市町村が要援護者を決める。

a 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活(特に食事)が非常に困難な者

b 障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者

c 障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者

d その他、支援を希望する者(ただし、要援護者として認められる事情を有する者)

⑤ 要援護者情報の収集・共有方式としては、関係機関共有方式34、手上げ方式、同意方式がある。市町村が災害時要援護者リストの作成方法等を参考に各市町村の状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。

⑥ 個人情報の活用については、各市町村において、事前に包括的な同意が取れる仕組みを作っておくこと、又は必要に応じ個人情報保護に関する条例の改正を行っておくこと、若しくは弾力的な運用を検討しておくことが望まれる。

⑦ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、市町村が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

(3) 要援護者への支援内容の検討、食料品・生活必需品等の提供の準備

市町村は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。

イ) 食料品・生活必需品等に関する対策

- a 病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した時には、登録事業者である食料品・生活必需品等の製造・販売事業者は、新型インフルエンザ等発生時においても事業の継続に努めることとなるが、生産、物流の停滞等により食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。
- b 各市町村では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進めることが必要である。
- c 新型インフルエンザ等のまん延により、住民が自ら食料品・生活必需品等を購入することが困難となる地域が想定される状況になった場合には、例えば、食料品・生活必需品等を地域内の集積拠点(広場、公民館等)まで搬送し、そこに集まった者に配分することも考えられる。
- d 支援を必要とする者に対しては、地域の代表者や市町村の職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品・生活必需品等を配付する方法も考えられる。
- e 食料や生活必需品等を配達する際には玄関先までとするなど協力者等の感染機会や負担を軽減できる方法を検討する。

2 新型インフルエンザ等の発生時(海外発生時)以降の対応

(2) 要援護者への支援、食料品・生活必需品等の提供

- ①市町村は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- ②市町村は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ③また、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市町村は、国及び都道府県と連携し、関係団体の協力を得ながら、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

(別添2) 個人での備蓄物品の例

○食料品(長期保存可能なもの)の例

米
乾めん類(そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等)
切り餅
コーンフレーク・シリアル類
乾パン
各種調味料
レトルト・フリーズドライ食品
冷凍食品(家庭での保存温度、停電に注意)
インスタントラーメン、即席めん
缶詰
菓子類
育児用調製粉乳

○日用品・医療品の例

マスク(不織布製マスク)
体温計
ゴム手袋(破れにくいもの)
水枕・氷枕(頭や腋下の冷却用)
漂白剤(次亜塩素酸:消毒効果がある)
消毒用アルコール(アルコールが60%~80%程度含まれている消毒薬)
常備薬(胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬)
絆創膏
ガーゼ・コットン
トイレトペーパー
ティッシュペーパー
保湿ティッシュ(アルコールのあるものとないもの)
洗剤(衣類・食器等)・石鹼
シャンプー・リンス
紙おむつ
生理用品(女性用)
ごみ用ビニール袋
ビニール袋(汚染されたごみの密封等に利用)
カセットコンロ
ボンベ
懐中電灯
乾電池

(3) 新型インフルエンザ対策行動計画 (平成25年6月7日)

国内感染期

(5) 医療

(5)-4 在宅で療養する患者への支援

市町村は、国及び都道府県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6)-3-8 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国は、市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(厚生労働省)

(4) 地域における行政栄養士業務の基本指針 (抜粋)

(平成25年3月29日 健が発0329第4号)

別紙

「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」

この指針は、地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進するに当たり、行政栄養士が、都道府県、保健所設置市及び特別区、市町村において、「健康日本21(第2次)」の推進を踏まえ、健康づくりや栄養・食生活の改善に取り組むための基本的な考え方とその具体的な内容を示したものである。

1 都道府県

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

⑥ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、市町村や関係機関等と調整を行い、必要なネットワークの整備を図ること。

特に、災害の発生に備え、都道府県の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局との調整を行うとともに、保健医療職種としての災害発生時の被災地への派遣の仕組みや支援体制の整備に関わること。また、地域防災計画に基づいた確かな対応を確保するため、市町村の地域防災計画における栄養・食生活の支援内容と連動するよう調整を行うとともに、関係機関や関係者等との支援体制の整備を行うこと。

3 市町村

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

③ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、住民に対して適切な情報の周知を図るとともに、都道府県や関係機関等と調整を行い、的確な対応に必要なネットワークの構築や支援体制の整備を図ること。

特に、災害の発生に備え、都道府県の地域防災計画等を踏まえ、市町村の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局と調整を行うこと。

(5) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 (概要)

(平成25年8月 内閣府(防災担当))

災害対策基本法の一部改正により、市町村(特別区を含む。)には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したもの。

〈構成と主な内容〉

第1 平常時における対応

1. 避難所の組織体制と応援体制の整備

- ・「避難所運営準備会議(仮称)」の設置
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施

2. 避難所の指定

- ・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用の検討
- ・福祉避難所の整備

3. 指定避難所等の周知

- ・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備
- ・指定した福祉避難所に関する情報の周知

4. 避難所における備蓄等

- ・食料・飲料水の備蓄(アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等)
- ・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討

5. 避難所運営の手引(マニュアル)の作成

- ・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと
- ・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備

第2 発災後における対応

1. 避難所の設置と機能整備

- ・設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ
- ・避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討
- ・バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保

2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- ・開設している避難所のリスト化
- ・氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成
- ・避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ

3. 避難所の運営主体

- ・運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化
- ・様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営

4. 福祉避難所の管理・運営

- ・必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置

5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等

- ・避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供
- ・各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備

6. 被災者への情報提供

- ・被災者・要配慮者への情報の提供
- ・市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立

7. 相談窓口

- ・様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置
- ・就労支援等の相談窓口の設置

8. 在宅避難

- ・在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等
- ・被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施(状況把握等)

3 特定給食施設に関する法的枠組み

(関係部分抜粋)

(1) 特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について (抜粋)

(平成25年3月29日 健が発0329第3号)

第2 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

6 災害等の備えについて

災害等に備え、食糧の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

(2) 社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について

(昭和55年1月16日 社施第5号通知)

(各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省社会局施設課長・児童家庭局企画課長通知)

大規模地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする「大規模地震対策特別措置法」(昭和五三年六月一五日法律第七三号)の制定後、国、地方公共団体をはじめ関係各方面で地震防災対策の充実、強化が図られているところであるが、社会福祉施設は地震災害の際に特に配慮を要する老人、心身障害児者、児童等が入所しているため、その地震防災対策を確立することが強く要請されている。

今般、社会福祉施設における地震防災対策を推進するため、「地震防災応急計画作成要領」及び「地震防災応急計画作成例」を別紙1及び別紙2のとおり定めたので御了知のうえ、関係社会福祉施設の地震防災対策の推進について特段の指導を願いたい。

(別紙 1)

地震防災応急計画作成要領

第1 地震防災応急計画を作成する施設

社会福祉施設のうち地震防災応急計画を作成しなければならない施設は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づく指定された地震防災対策強化地域内の次に掲げる施設とする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 児童福祉法 | 助産、乳児院、保育所、児童養護等 |
| (2) 身体障害者法 | 身体障害者社会参加施設 |
| (3) 生活保護法 | 救護、更正、医療保護、授産施設 |
| (4) 社会福祉事業法 | 社会福祉相談、医療福祉事務所 |
| (5) 売春防止法 | 婦人保護施設 |
| (6) 知的障害者福祉法 | 障害者支援施設 |
| (7) 老人保護法 | 老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、
経費老人ホーム |

第2 地震防災応急計画の基本となるべき事項

(別紙 2) 「地震防災応急計画作成例」

第1章 総則

(備蓄)

第8条 備蓄班は、食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び応急復旧用資機材等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

(炊き出し)

第23条 応急物資班は、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、炊き出し、飲料水の供給等を行うものとする。

(3) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日厚生省令第46号、最終改正：平成24年3月30日厚生労働省令第53号)

第1章 総則

(この省令の趣旨)

第1条 [老人福祉法](#) (昭和三十八年法律第百三十三号) [第十七条第二項](#) の規定による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

(食事)

第17条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(4) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(老発第214号、平成12年3月17日、)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省老人保健福祉局長通知) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項の規定に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「基準」という。)については、平成11年3月31日付け厚生省令第46号をもって公布され、平成12年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

第4 処遇に関する事項

5 食事(基準第17条)

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

(1) 食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

(3) 適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後六時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

(4) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は特別養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

(5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の嚥えん下や咀嚼そしゃくの状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食

事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

(6) 栄養食事相談

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

(7) 食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームであつて、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

(5) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(昭和41年7月1日厚生省令第19号、最終改正：平成24年1月30日厚生労働省令第11号)

(この省令の趣旨)

第1条 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第17条第2項 の規定による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(食事)

第17条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(6) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(老発第307号、平成12年3月30日)

老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「基準」という。)については、平成11年3月31日付け厚生省令第46条をもって公布され、また、平成18年3月28日付け厚生労働省令第55号をもってその一部が改正され、平成18年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の施行について」(昭和41年8月26日社第186号厚生事務次官通達)、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の施行について」(昭和41年12月16日社老第149号社会局長通知)、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームに併設する小規模特別養護老人ホームの設備運営について」(平成2年3月23日老福第45号大臣官房老人保健福祉部長通知)及び「離島、山村、過疎地域並びに大都市及び人口の集中の特に著しい都市の区域に設置する小規模特別養護老人ホームについて」(平成7年9月26日老計第131号老人保健福祉局長通知)は、平成12年3月31日をもって廃止する。

第5 処遇に関する事項

4 食事(基準第17条)

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

(1) 食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

(3) 適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。くても午後5時以降とすること。

(4) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任下で第三者に委託することができること。

(5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

(6) 栄養食事相談

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

(7) 食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が50人を超えない養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えられなければならないこと。